

日行連発第1864号
令和4年3月22日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う窓口申請の年度末集中の分散について（周知）

国土交通省からの自動車登録申請における窓口申請の集中分散の協力依頼については、別途お知らせしたところですが、今般、軽自動車検査協会からも同様の協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【添付】

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う窓口申請の年度末集中の分散について（協力依頼）（2022 軽検第 37 号・令和 4 年 3 月 10 日）

<別紙>

2. 国土交通省通知（国自情第 309 号、国自整第 286 号・令和 4 年 3 月 9 日）

<参考>

3. 周知用ポスター
4. 窓口の混雑緩和対策概要
5. 申立書
6. 自動車登録申請の年度末繁忙期集中分散について（軽検協あて国交省通知）
7. 各都道府県あて総務省通知
※取扱注意

以上

2022 軽検第 37 号
令和 4 年 3 月 10 日

日本行政書士会連合会会長 殿

軽自動車検査協会
理 事 長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う窓口申請の年度末
集中の分散について (協力依頼)

平素より当協会の業務についてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、総務省及び国土交通省との協議の結果、昨年度に引き続き、別紙「新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う自動車登録申請の年度末集中の分散について (協力依頼) (令和 4 年 3 月 9 日付け国自情第 309 号・国自整第 286 号)」のとおり、国土交通省自動車局自動車情報課長及び整備課長から貴連合会会長あてに、年度末の窓口申請を分散し混雑緩和を図るため通知があったところですが、同通知文のうち 3.(4)(5)(6) が軽自動車に係る申請手続きとなります。

つきましては、登録自動車に加え軽自動車におきましても、申請窓口の混雑緩和による新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解とご協力をお願いいたします。

軽自動車における対応は以下のとおり

従来：4 月 1 日時点の軽自動車届出情報を基に課税

今回：3 月中に解体や所有者名義変更を伴う使用停止が行われたことを証する書面が提出され、かつ、道路運送車両法の期限 (15 日以内) に所定の手続き*がなされたものについては、4 月の税申告であっても、3 月 31 日までに解体または使用停止がなされたものとして課税対象としない。

※所定の手続き：解体を伴う自動車検査証返納届出

所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出

所有者名義変更を伴う輸出予定届出

国自情第309号
国自整第286号
令和4年3月9日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
自動車情報課長
整備課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う自動車登録申請の年度末
集中の分散について（協力依頼）

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止については、「新型コロナウイルスの感染拡大防止について（協力依頼）」（令和2年2月28日付け事務連絡）により、年度末の繁忙期における運輸支局及び自動車検査登録事務所への来庁者を極力少なくするとともに、待ち時間の短縮を図るため、検査・登録の窓口申請は、可能な限り避けていただくか、またはOSSを利用した申請を実施していただくようご協力をお願いしているところです。
2. 上記1. について、引き続き、OSSを利用した申請等により来庁者の集中を分散するようご協力いただくとともに、道路運送車両法でその事由が発生した日から15日以内にしなければならないと規定されている以下の申請手続き等については、3月中に事由が発生した場合であっても、可能な限り年度末繁忙期を避けて15日以内に来庁していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。
 - ・変更登録（第12条第1項）
 - ・移転登録（第13条第1項）
 - ・永久抹消登録（第15条第1項）
 - ・輸出抹消仮登録証明書の返納（第15条の2第4項）
 - ・一時抹消登録後の解体届出（第16条第2項）
 - ・輸出予定届出証明書の返納（第16条第6項）
 - ・自動車検査証の記載事項の変更（第67条第1項）
 - ・自動車検査証の返納（第69条第1項）
 - ・解体の届出（第69条の2第1項）

3. また、総務省との協議の結果、昨年度に引き続き、令和4年4月1日を賦課期日とする自動車税種別割及び軽自動車税種別割（以下「自動車税種別割等」という。）に限り、O S Sの利用が困難なため窓口で手続をせざるを得ない次の場合であって、3月中に永久抹消登録や移転登録等の事由が発生したことを証する書面の提出があり、当該事由の発生から道路運送車両法に基づく15日以内の手続であることが確認できた場合には、当該申請が4月であっても、3月中にそれらの自動車税種別割等の申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行うこととされたことから、上記1. 及び2. と併せて、年度末繁忙期を避けて来庁していただきますよう、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 永久抹消登録を行う場合
- (2) 移転登録及び一時抹消登録を同時に行う場合
- (3) 移転登録及び輸出抹消仮登録を同時に行う場合
- (4) 解体を伴う自動車検査証返納届出を行う場合
- (5) 所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出を同時に行う場合
- (6) 所有者名義変更を伴う輸出予定届出を同時に行う場合

また、4月の移転登録申請となる場合、地方公共団体の課税事務の作業工程上、納税通知書が旧所有者に発送されてしまうことがあり得ることから、その旨、旧所有者への周知も併せてお願いいたします。

以上

令和 年 月 日

市区町村長 殿

申 立 書

申立人(譲受人)

住 所

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、軽自動車の

解体を伴う自動車検査証返納届出

所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出

所有者名義変更を伴う輸出予定届出

の申請を行うことが困難であったことから、下記のとおり申立をいたします。

記

1. 車 両 番 号： _____

2. 申 請 年 月 日： 令和 年 月 日

※譲渡又は解体が行われた日から 15 日以内で令和4年4月4日～令和4年4月15日までの申請に限る。

3. 譲渡又は解体報告記録が行われた日： 令和 年 月 日

4. 譲 渡 人： _____

住 所： _____

(注)所有者名義変更を伴わない場合は4. の記載は不要

国自情第309号の2
国自整第286号の2
令和4年3月9日

軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省自動車局
自動車情報課長
整備課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う自動車登録申請の年度末
集中の分散について

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止については、「新型コロナウイルスの感染拡大防止について(協力依頼)」(令和2年2月28日付け事務連絡)により、年度末の繁忙期における運輸支局及び自動車検査登録事務所への来庁者を極力少なくするとともに、待ち時間の短縮を図るため、検査・登録の窓口申請は、可能な限り避けていただくか、またはOSSを利用した申請を実施していただくようご協力をお願いしているところです。
2. 上記1. について、引き続き、OSSを利用した申請等により年度末繁忙期の来庁者の集中を分散するよう、別添のとおり関係団体向け通知したので、了知いただくとともに、課税処理の関係で、地方団体から道路運送車両法の規定に基づく15日以内の手続であることを確認するために登録等の事実に関する照会があった際は、適切に対応し、遺漏なきよう取りはからわりたい。

総 税 都 第 15 号
令和 4 年 3 月 10 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて

自動車及び軽自動車の保有関係手続に関し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、3月末に窓口での申請手続が集中することを回避するため、課税上の取扱いについて、国土交通省から協力の依頼がありました。

これまで、令和2年度及び令和3年度課税分の自動車税種別割及び軽自動車税種別割についてのご対応をお願いしたところですが、令和4年4月1日を賦課期日とする令和4年度課税分についても、下記にご留意の上、適切にご対応いただくようお願い申し上げます。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用促進について

自動車税種別割については、廃車などの手続が自動車保有関係手続のワンストップサービスによりオンライン上で申請可能であるため、地方税の申告を含めた手続をオンラインで行うよう積極的に周知を行っていただきたいこと。

2 自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る4月以降になされた一定の申告に係る課税上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の重要性に鑑み、1の利用促進を行ってもなお窓口で手続をせざるを得ない自動車に係る「永久抹消登録」、「移

転登録及び一時抹消登録」並びに「移転登録及び輸出抹消仮登録」の手續に伴う自動車税種別割の申告及び軽自動車に係る「解体を伴う自動車検査証返納届出」並びに「所有者名義変更を伴う自動車検査証返納届出（輸出関係手續も同様）」の手續に伴う軽自動車税種別割の申告については、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したと確認でき、かつ、その事由発生から15日以内に手續がなされたものであった場合、4月以降の申告であっても、3月中にそれらの申告の根拠となる事由が発生したことを前提に課税処理を行っていただきたいこと。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知する予定であること。

また、上記について、各地方団体のホームページ等を通じて、申告対象者に対して広報及び周知していただきたいこと。

(連絡先)

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：中川係長、栗原事務官

電 話：03-5253-5663

F A X：03-5253-5671